

嘉庫 嘉悦大学学術リポジトリ Kaetsu

University Academic Repository

棚卸資産評価の国際統合化について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-03-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山本, 孝夫, ヤマモト, タカオ, Yamamoto, Takao メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/247

棚卸資産評価の国際統合化について

Convergence of Inventory Valuation

山 本 孝 夫
Takao Yamamoto

<要 約>

わが国の企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan）は、改正企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」を2008年9月26日に公表した。この公表は、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board）における会計基準のコンバージェンス（収斂）に向けた合意形成に取り組むためのものである。

棚卸資産の貸借対照表価額については、1949年のわが国の企業会計原則設定以来、原則として取得原価基準が採用されており、例外的に棚卸資産の時価が取得原価よりも下落した場合には時価により評価することができる低価法基準を容認してきた。これに対して改正企業会計基準では、棚卸資産の期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、正味売却価額を貸借対照表価額とする強制低価法基準が評価原則として要請されている。

本稿では、わが国の企業会計原則と国際会計基準との棚卸資産評価における理論的相違点を明らかにするため、棚卸資産の本質および評価思考を歴史的に取り上げ、会計基準のコンバージェンスをめぐる諸問題について検討する。さらに、わが国の企業会計原則における棚卸資産評価の意義および特徴について諸学説を取り上げて考察する。

<キーワード>

原価法、 低価法、 正味売却価額、 後入先出法、 交換資産、 トレーディング目的で保有する棚卸資産、 再調達原価

1. はじめに

周知のように、国際会計基準の国際的調和化および統一化を目的とした国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee, 以下IASC）は、今から約30数年前の1973年6月に日本を含む9カ国により設立され、確定基準書を順次公表した。その中で、棚

卸資産の評価に関する基準書としては、1975年10月に「歴史的原価主義会計における棚卸資産の評価および表示 (Valuation and Presentation of Inventories in the Context of the Historical Cost System)」と題する確定基準書第2号を公表している¹⁾。

この基準書の第20項によれば、棚卸資産の評価方法として、「棚卸資産は歴史的原価と正味実現可能価額とのいずれか低い価額で評価されなければならない。」と規定されており、いわゆる低価主義評価が棚卸資産における評価方法としては、原則的評価と考えられている。その後、1989年1月の公開草案第32号「財務諸表の比較可能性」、1991年公開草案第38号「棚卸資産」を経て1993年11月に承認され、1995年1月1日以降に開始する期間にかかる財務諸表について国際会計基準第2号「棚卸資産」が適用されている。

2001年4月には国際会計基準委員会が組織変更され、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board, 以下IASB) として生まれ変わった。従来の国際会計基準委員会が会計基準の国際的な調和化を図っていたのに対して、現在の国際会計基準審議会は会計基準の国際的な統合化を目標としており²⁾、各国の会計基準設定主体の連携が必要不可欠と考えられている。

わが国の企業会計原則によれば、棚卸資産の評価は取得原価が原則とされ、例外的に低価法が認められていると考えられている。今回、わが国の企業会計基準第9号(企業会計基準委員会2008年9月)では、通常販売目的で保有する棚卸資産の評価については、取得原価と正味売却価額との低い方を採用する低価法を規定しているが、これは会計基準のコンバージェンスとして改定されたものであり、本質的な議論は行われていないと考えられる。

本稿では、棚卸資産評価の諸問題について、わが国の企業会計原則の基本思考とコンバージェンスを考察し、資産評価の基本構造を明らかにする。また、後入先出法が原価評価方法から除かれることによる会計理論上の弊害について考察し、会計基準の国際的統合化の問題と会計原則および概念フレームワークとしての理論上の問題を区分して検討する。

2. 低価主義の評価概念

わが国の制度会計における資産評価は、会計の主目的が伝統的に処分可能利益の算定を目的として構成されていることから、その論理構造として取得原価主義の評価がその目的に合致すると考えられてきた。取得原価主義の評価は、資産の価額付けにおいて歴史的原価の帳簿価額を原則評価とするが、資産の売却価額に変動がある場合には、帳簿価額を売却価額の変動の割合に応じて修正する必要がある。すなわち、棚卸資産は通常において販売を目的として保有し、正常の利益率による利益を得ることが計画されている。仮に、売却価額の下落により正常の利益が得られないと予測される場合、売却価額の下落率に応じて帳簿価額を修正することが資産の有用原価を表示する上で必要である。有用原価は資産の潜在的価値を意味し、棚卸資産の売却により利益をもたらすことを意味する。ただし、帳簿価額の修正が取得原価より高い場合には、未実現利益を計上する可能性があり、処分可能利益の算定目的か

らは容認できないと考える。したがって、資産の売却価額である時価が取得原価より低い場合には、処分可能利益の算定目的から評価損の計上が認められる論理が成り立つことになる。この会計の主目的が処分可能利益の算定にあることは、一般投資家および債権者保護のための法的観点から必要な思考である。

一般に取得原価と時価との低い方を棚卸資産の帳簿価額とする低価法評価は、古くから現在まで広く各国において認められてきた伝統的な評価方法である。仮に、会計規定が実務の中から一般に公正妥当と認められるものを帰納要約したものであるならば、低価評価は、まさに重要な評価内容である。事実認識のない理論は制度論を展開するうえで意味を持たない。社会科学それ自体は、環境状況の変化により発展する要素を持っているが、低価法評価が古くから現在に至るまで適用され、また容認されていることは、会計理論として周囲の環境要請から適合すると考えられていることを意味する。

わが国の企業会計原則においては、棚卸資産の評価に低価主義評価が認められている。一般的な解釈では、原価法評価が原則であり、低価法評価は例外的評価であると説明されている。しかし、何れの評価思考が理論的および体系的に合理性を保持するかを考察した場合、低価法評価は棚卸資産の評価において原則的评价であると考えることができる。すなわち、企業会計原則の貸借対照表原則五のAによれば、「商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して、これに個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法等の方法を適用して算出した取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得原価より著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。」と規定されており、強制的な低価法評価が要請されている。

この強制低価法には、適用上において二つの条件が与えられている。一つは時価が取得原価より著しく下落した場合であり、二つ目には回復する見込みがあると認められる場合を除くという適用条件である。「著しく下落した場合」とは、企業の取り扱う棚卸資産によって、どのくらいの下落を著しいと考えるのが問題になる。すなわち、著しい下落とは、どの程度の下落を意味するのかは業種により異なると考えられるが、通常の生じうる変動幅を大きく下回った場合に著しいと見るのが適当であろう。ただし、税法上は課税の公平性および客観性の観点から時価が取得原価を50パーセント以上、下回った場合に著しいと規定している。この場合、適用される時価としては、売却時価と購入時価とが考えられるが、ここに述べる時価とは、基本的に売却時価を意味している。厳密には売却時価から正常利益率による利益を控除した価額、すなわち正味実現可能価額（net realizable value）が理論的に合理的である。なぜならば、棚卸資産は販売により正常利益を得ることが暗黙のうちに了解されている資産であるためである。

棚卸資産の評価において低価法を適用する場合の時価として正味実現可能価額を認める見解は、古くからイギリスの会計士協会で推奨されている。すなわちイギリス勅許会計士協会

(The Institute of Chartered Accountants in England and Wales) の1945年の意見書によれば、棚卸資産にはそのままの状態で販売されるものと、製品に仕上げられて販売されるものがあるが、どちらも販売を目的として保有されるものであるから、評価時における見込売却額から棚卸資産の取得原価およびアフター・コストを回収できないことが明らかである場合には、予想される損失に備える必要があると考えられている³⁾。

1960年の改定意見書においてもこの正味実現可能価額が棚卸資産評価の時価として推奨されているが、ある事情のもとでは、再調達原価 (replacement cost) が正味実現可能価額の代用として適当であると考えている。このある事情のもととしては、改定意見書において、つぎの三つの条件が示されている⁴⁾。

- 1) 棚卸資産の期末手持量 (次期繰越量) が比較的多量であって、貸借対照表日の後、短期中には販売されないような場合、または原材料の仕入から製品に加工されて販売されるまでの期間が長い場合。
- 2) 製品、商品の販売価格が現在の再調達原価にもとづいて決定され、または現在の再調達原価を反映する事情にある場合。
- 3) 期末棚卸資産の原価が購買の失敗または製造上の不能率により高くなっている場合。

再調達原価の採用が正味実現可能価額を適用するより適当であるとする理由は、上記1) の場合においては、貸借対照表日から販売されるまでの期間が長いこと、決算時に算定された正味実現可能価額が棚卸資産の回収可能原価をあらわすことにならないためである。また、2) の場合においては、購入価額の下落によって生ずる利益減少の犠牲は、これを購入価額の下落を認識できる期間に賦課させるべき性質のものであることから容認される。さらに、3) の場合においては、期末に棚卸資産をその再調達原価で計上することは、購買における判断の誤り、または製造上の不能率をあらわすところの金額だけ原価を切り下げるためである。

このようにイギリス勅許会計士協会は、低価法適用上の時価として正味実現可能価額を原則として認め、特定の事情のある場合には再調達原価をも容認している。

一方、アメリカ公認会計士協会(The American Institute of Certified Public Accountants) の会計調査広報第43号によると、棚卸資産会計において財貨の効用が損傷、劣化、陳腐化、価格水準の変化その他の原因によって損なわれた時には、必ず損失を認識しなければならないとして、低価法の棚卸資産評価を強制している⁵⁾。

この場合、低価法は取得された棚卸資産の残存効用を測定する手段として適用され、その視点から市場価格は現在の再調達原価を意味している。ただし、次の2つの制限が設けられている。

- 1) 市場価格は正味実現可能価額を超えてはならない (通常の事業過程における見積販売価格から合理的に予想される処分あるいは完成のためのコストを控除したもの)。
- 2) 市場価格は正味実現可能価額からほぼ通常の利幅を控除した価額より低くしてはなら

ない。

すなわち、正味実現可能価額が再調達原価より低い場合、再調達原価は効用の尺度として適当ではない。また、ほぼ正常な利益を伴って原価の回収が確実に行われる販売契約に基づき生産が行われる場合には、再調達原価が低くても評価損は認識すべきではないと考えている。このようにアメリカ公認会計士協会の第43号は、正味実現可能価額マイナス正常利益を市場価格(時価)の最低限度額と考え、この価格より低い時価は認められないと述べている。

以上のように棚卸資産評価における低価法は、イギリスやアメリカの会計規定として古くから認められており、原則的な評価方法である。また、低価法適用上の時価は、正味実現可能価額が棚卸資産評価として適切であると考えられている。わが国の企業会計原則および連続意見書第四と比較した場合、会計規定の解釈上の点で相違が生じていたが、わが国の企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan, 以下ASBJ)企業会計基準第9号の公表によりその相違が解消されたと考えることができる。

ASBJ第9号第41項によれば、棚卸資産への投資は、将来販売時の売価を想定して行われ、その期待が事実となり、成果として確定した段階において、投資額は売上原価に配分される。このように最終的な投資の成果は将来の販売時点であることから、収益性の低下に基づく簿価切下げの判断に際しても、期末において見込まれる将来販売時点の売価に基づく正味売却価額によることが適当と考えられている。また、第50項には製造業における原材料のように再調達原価の方が把握しやすく、正味売却価額が再調達原価に歩調を合わせて動く想定されるときには、継続して適用することを条件に再調達原価によることができると規定している。

棚卸資産評価の基本思考は、交換価値を保有する原価の有用性の観点から将来の販売価格から正常利益率による正常利益を控除した正味実現可能価額が合理的であると考えられるが、IASBの考えに追随して将来の販売価格からアフターコストを控除した正味売却価額が適用されている。

3. 取得原価と資産価値

会計は企業の経済活動についての情報を貨幣額により利害関係者へ伝達する機能を有する。経済活動についての情報には多種のものが考えられるが、会計においては企業の利益産出が大きな意味を持つ。いわゆる利益の概念が終局的な問題と考えられるが、伝統的な考えとしては、スチュワードシップとしての受託責任会計が広く認められている。すなわち、受託責任会計とは経営者が投資家から預かった資金を経営活動により如何に運用したかについて一定期間を区切り、受託責任を解除するために客観性をもって会計報告する、投下資本維持のための会計である。

W.A.Paton and A.C.Littleton(1940)によれば、会計の基本的な対象は交換活動により内包

される測定された対価（**measured consideration**）によって成立するものであり、原価・資産・収益・負債・資本金・利益・株主資本・剰余金等についても当てはまる概念であると考え、価格総計（**price-aggregate**）という表現のもとにすべての実際発生取引額の記録が総合的に内包されている点に特徴があると述べている⁶⁾。

企業における経済活動として当事者間の取引により生じた財貨および用役の価格は、原価と解することができる。これは自由競争市場において経済活動を行う企業の業績を示すうえで会計測定の重要な評価方法となる。

しかし、会計において採用された資産の取得原価は、資産の有用性を普遍的に表していると考えられるか否かが問題となる。W.A.Paton(1946)によれば、会計の基本となる資料は価値であり、原価は通常の市場取引を通じて企業に流入する財貨および用役の原初価値についての信頼しうる尺度であるという理由によってのみ重要であると述べ、原価を価値の指標と考える⁷⁾。これに対して、A.C.Littleton(1929)は、原価が記録されるのは価値を表すからではなく、確定した事実を表現するために採用されるものであるとして、原価を価値と切り離して考える⁸⁾。

両者は共通して取引発生時点における価格総計としては同一であるが、決算時点において資産に価格変動が生じた場合には、評価方法に相違が生ずる。たとえば低廉取得資産の価格付けの場合、名目現金支出額が採用されるか、あるいは公正な市場価格が採用されるかは原価を価値の指標とするか否かにより、異なる問題が生ずることになる。決算評価において市場価格が取り上げられることは、資産の評価は資産の価値および効用において行われるものであって、原価と価値とは評価において密接な関係を有していると考えerことは適正である。

棚卸資産に限定して資産価値を考えたとき、棚卸資産が販売性を保有する場合と保有しない場合では、価値の評価を二分して考える必要がある。すなわち、棚卸資産としての販売性を保有する場合は、市場価格の下落が生じたとしても、正常利益率による利益が見込まれる場合、予想販売価格から正常利益率による利益を控除した価額が取得原価額の修正として考えることが適当である。

また、棚卸資産として販売性を保有しない場合には、正常利益率による利益が経営上において期待されないため、売却価額からアフター・コストを控除した正味実現可能価額の適用が合理的であると考えer。いわゆる、トレーディング目的で保有する棚卸資産は、市場価格が資産価値を表すことになると考えられる。

ASBJによれば、通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準としては、第7項において「取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理する。」と規定している。

一方、トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準としては、「市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は、当期の損益として処理

する。(第15項)」と示しており、さらに、第16項には、「トレーディング目的で保有する棚卸資産として分類するための留意点や保有目的の変更の処理は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。))における売買目的有価証券に関する取扱いに準じる。」と規定している。

ASBJにおける上記の規定は、棚卸資産が販売目的の保有資産であるか、あるいはトレーディング目的の保有資産であるかにより棚卸資産の評価を区分している。トレーディング目的で保有する資産には、貴金属の取引市場をもつ資産等が考えられているようであるが、本来、トレーディング目的であるならば、ASBJが規定しているように金融商品会計基準における売買目的有価証券に関する取扱いと同等に考えることが望ましい⁹⁾。すなわち、トレーディング目的で保有する資産は、棚卸資産に該当せず、貨幣性資産と同一性の資産と分類することも可能であるとする。有価証券取引業者が通常の営業過程において販売のために保有する有価証券は、販売の対象となる資産であるが、本来的な意味での再生産を伴う棚卸資産ではないと考えることもできる。

ここで問題となる点は、棚卸資産が販売目的の保有資産である場合には、取得原価を貸借対照表価額とし、決算時に正味売却価額が取得原価より低い場合には減損処理としての低価法が適用されることになる。一方、棚卸資産がトレーディング目的の保有資産である場合には、金融商品会計基準による売買目的有価証券の会計処理と同じ取扱いをするとすれば、評価損と評価益が生ずることになる。通常において、棚卸資産の収益認識は、棚卸資産の性格上、棚卸資産の販売により実現するものであると考えれば、トレーディング目的の保有棚卸資産は、決算時に未実現利益を計上することになり、棚卸資産の性格上、論理的な矛盾が生ずる。トレーディング目的の保有資産が売買目的有価証券と同じ分類の資産で貸借対照表の表示分類も同じであれば、評価上の論理は成立するが、棚卸資産として考える場合、期間損益計算思考から疑問が生ずる。

4. IASBと後入先出法

わが国の企業会計原則は、貸借対照表原則五のAにおいて、棚卸資産の貸借対照表価額の算定として、個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法及び売価還元法等を選択可能な処理方法として認めてきた。しかし、今回、公表されたASBJにおいては、IASBが2003年のIAS第2号の改正を行ったことに準じて、後入先出法の採用は認められない方向で規定がなされた。

その理由としては、第34-6項で次のように示されている。後入先出法は、棚卸資産が過去に購入した時からの価格変動を反映しない金額で貸借対照表に繰り越され続けるため、その貸借対照表価額が最近の再調達原価の水準と大幅に乖離してしまう可能性があるとしていられる。後入先出法以外の評価方法を採用した場合、棚卸資産の受け払いによって棚卸資産の貸借対照表価額が市況の変動を何らかの形で反映するのに対し、後入先出法を採用した場合に

は、棚卸資産の受け払いが生じているにもかかわらず、市況の変動を長期にわたって反映しない可能性がある。

また、棚卸資産の期末の数量が期首の数量を下回る場合は、期間損益計算から排除されてきた保有損益が当期の損益に計上され、その結果、期間損益が変動することになる。この点については、企業が棚卸資産の購入量を調整することによって、当該保有損益を意図的に当期の損益に計上することもできるという指摘がある（第34・7項）。

歴史的変遷過程として、後入先出法による棚卸資産評価方法は、1934年にアメリカ石油協会 (American Petroleum Institute) により提案されたものであると一般に認められている。この石油協会の後入先出法の提案はアメリカ会計士協会 (American Institute of Accountants) の棚卸資産特別委員会によって同調を得ている。当時の経済情勢を見た場合、アメリカにおいては第一次世界大戦により異常な物価騰貴をもたらし、1920年を頂点として1921年には急反落している。その後1920年代の末期から1930年代の初期にかけて物価は再び反落し、大恐慌となった時期である。このような時代において棚卸資産利益を期間損益計算から排除することができる方法として後入先出法が希求されるに至ったのである¹⁰⁾。

IASにおいては、1975年の第2号では棚卸資産の評価方法として後入先出法が認められていたが、1989年の公開草案第32号「財務諸表の比較可能性」において検討がなされ、1995年1月1日以降開始する事業年度から適用される改定第2号「棚卸資産」では、代替処理として認められるに至った。すなわち、棚卸資産の原価が後入先出法で決定されている場合には、後入先出法に基づく帳簿価額と次のいずれかの金額との差額を開示しなければならないとして2つの条件をあげている。

(a) 先入先出法または加重平均原価法で計算した金額と正味実現可能価額とのいずれか小さい金額

(b) 期末時における現在原価（再調達原価）と正味実現可能価額とのいずれか小さい金額

その後、2003年の国際会計基準の改定第2号においては、基本的に後入先出法を棚卸資産の評価方法から排除し、財務諸表の比較可能性の視点から基準の統一化が制度的に図られていると考えられる。

後入先出法と低価法に関する理論的見解には、賛否両論がある。わが国の連続意見書によると、後入先出法に切り放し方式を併用すると、計上された未実現損失がいつまでも実現損失にならない可能性があるため認めがたいという考えがあるが、後入先出法の本質は、棚卸資産の後入先出法について価格変動損益を期間損益から中和化させることにある。ただし、正常在高を超える在高については、価格変動損益の中和化を図ろうとするものでないため、超過在高の評価額が時価を超える場合には、評価切下げを行うことを容認すべきであるとしている。この考えは、過大な棚卸量の後入先出原価が時価に比して高い場合には、回収不能原価部分が生ずることを意味する。したがって、後入先出法の場合にも過大な棚卸量があれば、それはやがて処分される部分であるから、過大部分の後入先出法原価が時価を超えてい

る限り、評価減を行うことが認められなければならない¹¹⁾。

一方、後入先出原価による一定量の棚卸資産が每期継続されているかぎり、評価減された棚卸資産原価は永久に次期以降の棚卸資産費用となることがない。したがって、後入先出低価法を認めることは、原価の流れを支持する地盤の切下げを意味する。また、後入先出法は収益・費用の同一価格水準における対応を目的とする方法であり、期首と期末の棚卸資産評価額を同じにすることによって棚卸資産損益を排除しようとする方法である。後入先出法による貸借対照表の表示価額は、資本とその運用形態である棚卸資産とを同一価格水準において対応せしめているとみるべきである。仮に、時価の下落によって後入先出原価の切下げを行うこととすれば、貸借対照表において資本と棚卸資産との同一価格水準的対応が破壊されることになる¹²⁾。

後入先出法は物価上昇傾向の場合、期末在高が低価法的な処理方法となり、また逆に物価下降傾向の場合には、価格変動評価益が発生することになる。物価上昇傾向の場合、時価が原価より低くなったために切り放し低価法を採用すれば、評価損失が生じ、短期間にその切下げられた原価は収益によって相殺されることはなく、長期的に持続されることになる。一方、物価下落傾向の場合には、評価損失は実質的に認識され、切下げられた原価は長期的に持続されるとしても、棚卸在高は物価下降傾向にあるので、低価法原理に適合した処理方法となる。

そこで問題となるのは、評価損失が未実現損失であると認められるか否かである。未実現損失とは、将来において損失が確実に生じるという裏付けがあるが、現時点においては未だその裏付け、すなわち現金同等物としての確実性がないことを意味する。したがって、短期間に回収される原価は、切下げられた評価損失であってもすぐにその未実現損失が収益によって実現損失として把握できるが、長期間の場合には、切下げられた未実現損失が長期的に実現損失とならないと考えられる。

このように、後入先出低価法の否定論者は、長期的に未実現損失が実現損失にならないことを強調しているが、それは後入先出法に限らず総平均法および移動平均法のような平均原価法に低価法を適用した場合にも同様のことが言えるであろう。したがって、後入先出低価法の採用により計上された評価損が長期的に未実現損失を生ずることになり、永久的に実現損失とならないとする否定的見解は理論の一貫性を欠くと考えられるのである。仮に、長期的に未実現損失を生ずる評価方法が適当でないとするならば、後入先出低価法のみならず、平均原価法による低価法適用も適当でないことになる。

この点に関して、ASBJの基準書第9号第34・9項においては、後入先出法を採用することによって、特定の時点で計上されることになる利益を単に繰り延べているに過ぎないという見方は先入先出法や平均原価法を採用しても保有利益の繰り延べは生ずるが、後入先出法との比較において、その問題は小さいと考えられている。また、第34・12項では後入先出法は、先入先出法や平均原価法と同様、棚卸資産の規則的な払出しの仮定に基づく評価方法として

有用性があり、引き続き認めるべきではないかという意見があるものの、ASBJは、近年IASBがIAS第2号の改正にあたって後入先出法の採用を認めないこととしたことを重視し、会計基準の国際的なコンバージェンスを図るため、後入先出法を削除するに至った。さらに、ASBJは棚卸資産の簿価切下げ額の戻入れについて、継続適用を条件として洗替え法と切放し法のいずれかの方法を棚卸資産の種類ごと、また、売価の下落要因を区分把握できる場合には、要因ごとに選択適用を認めている。

先入先出法による切放し低価法は、当期の時価の下落により原価切下げをしても、次期において当期の棚卸在高は販売による収益と対応されることにより、評価損は反映される。そして次期においては決算時点の棚卸在高と時価が比較されることになるが、時価と比較される原価は切り下げられた原価ではなく、常に決算時点に近い原価額となる。一方、先入先出法による洗替え低価法は、時価と比較される原価が最も決算時点に近い原価であるが、一度この洗替え低価法を採用すると、次期以降においては時価あるいは決算時点に近く在庫する棚卸原価が初めて低価法を使用した原価と等しい場合でない限り、常に初めて低価法を使用した原価と決算時点に近く在庫する棚卸資産原価との比較が必要である。

このように洗替え低価法は、過去において時価による修正が行われている場合、修正前の原価を把握する必要がある、適用上において合理性に欠けると考えられる。また、理論上も未実現利益を計上する場合が生ずるので、会計の処分可能利益の算定目的から不合理な点があると考えられる。

5. おわりに

本稿は、わが国の企業会計基準委員会（ASBJ）による企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」について、その意義と特徴を指摘し、資産評価の視点から理論上の問題点を述べたものである。棚卸資産の評価は、企業の主要な営業活動結果としての業績評価に多大な影響を与え、企業のステークホルダーにとって重要な会計情報となることは認められるところである。その中でわが国の企業会計原則は1949年に設定されて以来、社会環境の変化の中で企業会計の発展と充実のために貢献し、企業会計の基本原則として位置づけられていたが、国際的会計環境の急激な変化に伴い個別会計基準の設定が必要となったものである。

企業会計原則における棚卸資産の評価基準は、原則として原価基準が適用され、例外的に低価基準の適用も認めていたと考えられるが、個別会計基準としての第9号では取得原価と正味売却価額との低価法が原則的に適用される。企業会計基準第9号では低価法の用語を使用していないが、実質的には低価主義会計による資産評価方法が採用されている。

低価主義会計は取得原価主義会計の範疇に属するもので、特定の資産に適用されるものである。ここで低価主義とは、低価法および低価法的方法を含む意味での会計処理が行われ、会計の主目的を処分可能利益の算定として捉える考えである。棚卸資産の資産価値は、資産

の有用性を意味する。棚卸資産の代表的な商品は、基本的に正常の利益率による利益額を獲得できると期待されたものであり、たとえ価値の低価が生じたとしても商品として利益を伴う販売性を保有する限り、正味売却価額で評価することは適当ではないと考える。販売目的を保有する財貨の原価は、予見された販売価格から正常利益率による利益を控除した価額が資産の有用性を示す価額付けとして最も適正である。

また、企業会計基準第9号においてトレーディング目的で保有する棚卸資産の評価は、金融商品に係る会計基準に準じて処理されるが、評価益差額は明らかに未実現利益であり、売買目的有価証券と同類の資産と考えることには問題がある。仮に同類の資産と考えられるのであれば、費用性資産としての棚卸資産ではなく、貨幣性の資産として分類することが望ましいと考える。

企業会計基準第9号では、IASBに同調するために棚卸資産評価における後入先出法の適用を排除しているが、後入先出法の適用業種（石油産業界）の実態を考慮する必要もあると考えられる。1930年代の恐慌時に承認され、現在まで一般に認められた会計慣行としての会計実務を排除することは、理論上の整合性をもってなされるべきであり、問題を残すものである。あえて改善策をあげるとするならば、財務諸表の比較可能性を維持するために、特定業種についてのみ棚卸資産の評価方法として後入先出法を容認する方法もあると考えられる。

企業会計基準の設定においては、設定趣旨にもあるように国際的な会計基準の統合化の視点からアメリカ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board, FASB）および国際会計基準審議会（IASB）による規制動向が影響を与えている。2004年のFASBによる会計研究広報（Accounting Research Bulletin, ARB）第43号の改訂は、まさに国際的な財務報告の比較可能性の高揚に寄与するためのものであり、今後、棚卸資産評価のコンバージェンスは、会計の目的を理論的に構成する上で本質的な問題を提起していると考えられる。

注

- 1) International Accounting Standards Committee, International Accounting Standards, Dotesios (Printers)Ltd, 1987, pp.33-41.
- 2) International Accounting Standards Board (IASB), 1993. International Accounting Standards (IAS) No.2 (revised in 2004), Inventories.
- 3) Institute of Chartered Accountants, Recommendation on Accounting Principles, 1945. 番場嘉一郎「棚卸資産会計」国元書房、1967年、894-895頁
資産の測定を定義したものとして次の文献がある。斉藤静樹『討議資料財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、2005年、236-264頁
- 4) Institute of Chartered Accountants, Recommendation on Accounting Principles, 1958. Supplement No. 2. 番場「前掲書」899-900頁
- 5) 日本公認会計士協会国際委員会翻訳「AICPA会計原則総覧 会計原則叢書 会計原則審議会意見書」 関東図書、1969年、135-137頁
- 6) W.A.Paton and A.C.Littleton, An Introduction to corporate Accounting Standards, 1940. American Accounting Association Monograph No.3 pp.12. 中島省吾『会社会計基準序説研

究』森山書店、1979年54-55頁

- 7) W.A.Paton, Cost and Value in Accounting, The Journal of Accountancy, march 1946, p.193.
- 8) A.C.Littleton, Value and Price in Accounting, The Accounting Review, September 1929. p.153.
新井清光「取得原価主義会計の再検討」『会計』第103巻第1号、1973年、19-20頁
- 9) トレーディング目的の棚卸資産について、取引実態に基づく時価評価の必要性を検証し、時価評価による評価差額を損益に計上する会計処理は、トレーダーの取引実態とリスク管理と業績管理を把握するために極めて有用であるとする見解がある。伊藤眞「トレーディング目的で保有する現物商品の会計処理の含意と示唆」『三田商学研究』第49巻第7号、2007年、119-145頁
- 10) 渡邊進『棚卸資産会計 改訂版』森山書店、1965年、253-257頁
- 11) 番場「前掲書」952頁
- 12) 渡邊「前掲書」469-471頁

この点に関して、低価基準と後入先出法について棚卸資産評価の規準を吟味し、先入先出法と後入先出法は「商品の流れの仮定の規準」および「処分可能現金利益規準」の両規準から合理性を保持していると主張する見解がある。平敷慶武稿「棚卸資産評価法の本質観とクライテリア」『企業会計』VOL.58, NO.11 中央経済社、2006年、18-27頁

(平成21年1月30日受付、平成21年2月24日再受付)